



平成26年2月1日

各 位

株 式 会 社 マ ク ロ ミ ル
代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 杉 本 哲 哉
(コ ー ド 番 号 : 3 7 3 0 東 証 一 部)
問 合 せ 先 : 取 締 役 杉 山 直 也
電 話 番 号 : (0 3) 6 7 1 6 - 0 7 0 0 (代 表)

**株式会社BCJ-12による当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社、その他の関係会社、
主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ**

株式会社BCJ-12(以下「公開買付者」といいます。)が平成25年12月12日から実施しておりました当社の普通株式並びに新株予約権及び新株予約権付社債に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が、平成26年1月31日をもって終了しましたので、下記の通りお知らせいたします。

また、本公開買付の結果、平成26年2月10日をもって、当社の親会社、その他の関係会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主に異動が発生する見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本公開買付の結果について

当社は、本日、公開買付者より添付資料「株式会社マクロミル株券等(証券コード3730)に対する公開買付け結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

II. 親会社、その他の関係会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動について

1. 異動年月日

平成26年2月10日(本公開買付けの決済の開始日)

2. 異動が生じた経緯

当社は、公開買付者より、本公開買付けにおいて当社の普通株式59,490,310株、新株予約権6,189個(株式に換算した数1,400,800株)及び新株予約権付社債に付された新株予約権10個(株式に換算した数206,270株)の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、平成26年2月10日(本公開買付けの決済の開始日)付けで、当社の総株主の議決権に対する公開買付者の所有に係る議決権の割合が50%超となるため、公開買付者は、新たな当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。これに伴い、公開買付者の親会社である株式会社BCJ-11、ペインキャピタル・スティング・香港・リミテッド、ペインキャピタル・スティング・ケイマン・エルピー及びペインキャピタル・インベスターズ・エルエルシー(以下「ペインキャピタル・インベスターズ」といいます。)も、公開買付者を通じて当社普通株式を間接的に保有することとなるため、当社の親会社に該当することとなります。

また、当社のその他の関係会社及び主要株主である筆頭株主であるヤフー株式会社、主要株主である株式会社バニラスカイから、その所有する当社普通株式の全てについて本公開買付けに応募した旨の報告を受けましたので、両社は、平成26年2月10日(本公開買付けの決済の開始日)付けで、当社のその他の関係会社及び主要株主である筆頭株主、主要株主にそれぞれ該当しないこととなります。

なお、ヤフー株式会社の本公開買付けへの応募に伴い、同社を通じて当社普通株式を間接的に保有していたソフトバンク株式会社についても、その他の関係会社に該当しないこととなります。

3. 異動する株主の概要

(1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	株式会社 BCJ-12
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 杉本勇次
(4) 事業内容	当社の株式を所有することにより、当社の事業活動を支配、管理すること等
(5) 資本金	25,000円
(6) 設立年月日	平成25年11月25日
(7) 純資産	50,000円
(8) 総資産	50,000円
(9) 大株主及び持株比率	株式会社 BCJ-11 100%
(10) 上場会社と当該株主の関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(2) 新たに親会社に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	株式会社 BCJ-11
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 杉本勇次
(4) 事業内容	当社の株式を所有することにより、当社の事業活動を支配、管理すること等
(5) 資本金	25,000円
(6) 設立年月日	平成25年11月25日
(7) 純資産	50,000円
(8) 総資産	50,000円
(9) 大株主及び持株比率	ベインキャピタル・ステイニング・香港・リミテッド 100%
(10) 上場会社と当該株主の関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(3) 新たに親会社に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	ベインキャピタル・ステイニング・香港・リミテッド
---------	--------------------------

(2) 所在地	香港、セントラル、18 チャーターロード、アレクサンドラハウス6階
(3) 代表者の役職・氏名	ディレクター ジョン・コナトン
(4) 事業内容	当社の株式を所有することにより、当社の事業活動を支配、管理すること等
(5) 資本金	1 香港ドル
(6) 設立年月日	平成 25 年 12 月 5 日
(7) 純資産	該当事項はありません。(注)
(8) 総資産	該当事項はありません。(注)
(9) 大株主及び持株比率	ベインキャピタル・スティング・ケイマン・エルピー 100%
(10) 上場会社と当該株主の関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(注) 当社は、ベインキャピタル・スティング・香港・リミテッドより、会社法の規定に基づく計算書類等に準ずるものは、同社の設立準拠法である香港の法令又は慣行により作成することとされていない旨の説明を受けております。

(4) 新たに親会社に該当することとなる株主の概要

(1) 名称	ベインキャピタル・スティング・ケイマン・エルピー
(2) 所在地	ケイマン諸島、KY1-1104、グランドケイマン、アグランドハウス、私書箱 309、メープルズ・コーポレート・サービス・リミテッド
(3) 設立根拠等	ケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づく免税リミテッド・パートナーシップ
(4) 業務執行組合員の概要	
名称	ベインキャピタル・インベスターズ・エルエルシー
所在地	アメリカ合衆国 マサチューセッツ州 ボストン市 クラレンドンストリート 200
代表者の役職・氏名	マネージング・ディレクター ポール・エジャリー
事業内容	投資業
資本金	該当事項はありません。(注)
(5) 上場会社と相手先の関係	
上場会社と相手先の間の出資の状況	該当事項はありません。

上場会社と業務執行組合員の関係	該当事項はありません。
上場会社と国内代理人の関係	該当事項はありません。

(注) 当社は、ベインキャピタル・インベスターズより、同社は有限責任会社 (Limited Liability Company) であるため、資本金に相当する概念は存在せず、該当事項はない旨の説明を受けております。

(5) 新たに親会社に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	ベインキャピタル・インベスターズ・エルエルシー
(2) 所 在 地	アメリカ合衆国 マサチューセッツ州 ボストン市 クラレンドンストリート 200
(3) 代表者の役職・氏名	マネージング・ディレクター ポール・エジャリー
(4) 事業内容	投資業
(5) 資本金	該当事項はありません。(注1)
(6) 設立年月日	平成12年5月11日
(7) 純資産	該当事項はありません。(注2)
(8) 総資産	該当事項はありません。(注2)
(9) 大株主及び持株比率	該当事項はありません。
(10) 上場会社と当該株主の関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。

(注1) 当社は、上記のとおり、ベインキャピタル・インベスターズより、同社は有限責任会社 (Limited Liability Company) であるため、資本金に相当する概念は存在せず、該当事項はない旨の説明を受けております。

(注2) 当社は、ベインキャピタル・インベスターズより、会社法の規定に基づく計算書類等に準ずるものは、同社の設立準拠法であるデラウェア州の法令又は慣行により作成することとされていらない旨の説明を受けております。

(6) その他の関係会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主に該当しなくなる株主の概要

(1) 名 称	ヤフー株式会社
(2) 所 在 地	東京都港区赤坂九丁目7番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 宮坂 学
(4) 事業内容	インターネット上の広告事業 イーコマース事業

	会員サービス事業 その他事業
(5) 資 本 金	8,203 百万円
(6) 設 立 年 月 日	平成 8 年 1 月 31 日
(7) 連 結 純 資 産	590,294 百万円 (平成 25 年 9 月 30 日現在)
(8) 連 結 総 資 産	785,514 百万円 (平成 25 年 9 月 30 日現在)
(9) 大株主及び持株比率 (平成 25 年 9 月 30 日現在)	ソフトバンク株式会社 36.02% ヤフーインク 35.15% SBBM 株式会社 6.49% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 1.29% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 1.08% ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニ ー 0.79%
(10) 上場会社と当該株主の関係	
資 本 関 係	当該会社は当社普通株式 14,142,200 株を保有しています。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係者および関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社は当該会社との間に新時代のインターネットマーケティング事業創出などについて相互に協力を行うこと等を目的とした業務提携契約を締結しております。

(7) その他の関係会社に該当しなくなる株主の概要

(1) 名 称	ソフトバンク株式会社
(2) 所 在 地	東京都港区東新橋 1 丁目 9 番 1 号
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 孫 正義
(4) 事 業 内 容	純粋持株会社
(5) 資 本 金	2,387 億 72 百万円
(6) 設 立 年 月 日	昭和 56 年 9 月 3 日
(7) 連 結 純 資 産	2,525,719 百万円 (平成 25 年 9 月 30 日現在)
(8) 連 結 総 資 産	15,604,540 百万円 (平成 25 年 9 月 30 日現在)
(9) 大株主及び持株比率 (平成 25 年 9 月 30 日現在)	孫 正義 20.15% ジェーピー モルガン チェース バンク 380055 7.61%

	<p>ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 4.91%</p> <p>日本マスタートラスト信託銀行（信託口） 4.68%</p> <p>日本トラスティ・サービス信託銀行（信託口） 4.01%</p> <p>ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント 1.54%</p> <p>ザ バンク オブ ニューヨーク トリーティー ジヤスデツク アカウント 1.12%</p> <p>SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS 0.84%</p> <p>ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 0.83%</p> <p>MSCO CUSTOMER SECURITIES 0.81%</p>
(10) 上場会社と当該株主の関係	
資 本 関 係	当該会社は連結子会社であるヤフー株式会社を通じ、当社普通株式 14,142,200 株を間接的に保有しています。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係者および関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。なお、当社は当該会社の連結子会社であるヤフー株式会社との間に新時代のインターネットマーケティング事業創出などについて相互に協力を行うこと等を目的とした業務提携契約を締結しております。

(8) 主要株主に該当しなくなる株主の概要

(1)	名 称	株式会社バニラスカイ
(2)	所 在 地	東京都港区南麻布四丁目9番34-301
(3)	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 杉本哲哉
(4)	事 業 内 容	有価証券の投資、保有、運用
(5)	資 本 金	1百万円

4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

(1) 株式会社 BCJ-12

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接保有分	合算対象分	合計	
異動前	—	一個 (—%)	一個 (—%)	一個 (—%)	—
異動後	親会社及び主要株主である筆頭株主	610,973 個 (97.04%)	一個 (—%)	610,973 個 (97.04%)	第1位

(2) 株式会社 BCJ-11

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接保有分	合算対象分	合計	
異動前	—	一個 (—%)	一個 (—%)	一個 (—%)	—
異動後	親会社（当社株式の間接保有）	一個 (—%)	610,973 個 (97.04%)	610,973 個 (97.04%)	—

(3) ベインキャピタル・ステイニング・香港・リミテッド

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接保有分	合算対象分	合計	
異動前	—	一個 (—%)	一個 (—%)	一個 (—%)	—
異動後	親会社（当社株式の間接保有）	一個 (—%)	610,973 個 (97.04%)	610,973 個 (97.04%)	—

(4) ベインキャピタル・ステイニング・ケイマン・エルピー

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接保有分	合算対象分	合計	
異動前	—	一個 (—%)	一個 (—%)	一個 (—%)	—
異動後	親会社（当社株式の間接保有）	一個 (—%)	610,973 個 (97.04%)	610,973 個 (97.04%)	—

(5) ベインキャピタル・インベスターズ・エルエルシー

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接保有分	合算対象分	合計	
異動前	—	一個 (—%)	一個 (—%)	一個 (—%)	—
異動後	親会社（当社株式の 間接保有）	一個 (—%)	610,973 個 (97.04%)	610,973 個 (97.04%)	—

(6) ヤフー株式会社

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接保有分	合算対象分	合計	
異動前	その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主	141,422 個 (22.46%)	一個 (—%)	141,422 個 (22.46%)	第1位
異動後	—	一個 (—%)	一個 (—%)	一個 (—%)	—

(7) ソフトバンク株式会社

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接保有分	合算対象分	合計	
異動前	その他の関係会社（当社株式の間接保有）	一個 (—%)	141,422 個 (22.46%)	141,422 個 (22.46%)	—
異動後	—	一個 (—%)	一個 (—%)	一個 (—%)	—

(8) 株式会社バニラスカイ

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接保有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主	71,710 個 (11.39%)	一個 (—%)	71,710 個 (11.39%)	第2位

異動後	—	一個 (—%)	一個 (—%)	一個 (—%)	—
-----	---	------------	------------	------------	---

(注1) 異動前及び異動後の「議決権所有割合」は、本日現在における、当社の発行済株式総数から、当社が保有している自己株式数(582,608株)を控除した株式数(62,959,942株)に係る議決権の数(629,599個)を分母として計算しております。

(注2) 異動前及び異動後の「議決権所有割合」は小数点以下第三位を四捨五入しております。

5. 今後の見通し

上記1.のとおり、本公開買付けにおいては当社の普通株式59,490,310株、新株予約権6,189個(株式に換算した数1,400,800株)及び新株予約権付社債に付された新株予約権10個(株式に換算した数206,270株)の応募があったものの、公開買付者は本公開買付けにより、当社の発行済普通株式の全てを取得出来なかったことから、平成25年12月11日付「株式会社BCJ-12による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」の3.(4)「本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手続に従って、当社の発行済普通株式の全て(当社が所有する自己株式を除きます。)を取得することを予定しているとのことです。

その結果、当社普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することは出来ません。

今後の具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

6. 開示対象となる非上場の親会社の変更の有無等

当社は、本公開買付けの結果、公開買付者、株式会社BCJ-11、ベインキャピタル・スティング・香港・リミテッド、ベインキャピタル・スティング・ケイマン・エルピー及びベインキャピタル・インベスターズを非上場の親会社として持つこととなりますが、当社の株式を直接有することにより影響力を行使する立場にあり、意思決定及び事業活動に与える影響が最も大きいと考えられる公開買付者が、当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

以 上

(添付資料)

平成26年2月1日付「株式会社マクロミル株券等(証券コード3730)に対する公開買付け結果に関するお知らせ」

平成 26 年 2 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社BCJ-12
代表者名 代表取締役 杉本 勇次

株式会社マクロミル株券等（証券コード 3730）に対する公開買付けの結果に関する
お知らせ

株式会社BCJ-12（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 25 年 12 月 11 日、株式会社マクロミル（コード番号：3730 東証第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 25 年 12 月 12 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 26 年 1 月 31 日をもって終了いたしましたので、その結果について、下記のとおりお知らせいたします。なお、本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。

記

1. 本公開買付けの概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社BCJ-12
東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 1 号

(2) 対象者の名称

株式会社マクロミル

(3) 買付け等に係る株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

- i) 平成 21 年 7 月 1 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間が平成 21 年 7 月 29 日から平成 28 年 7 月 15 日までとされているもの。以下「第 6 回新株予約権」といいます。）
- ii) 平成 21 年 7 月 1 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予

約権（行使期間が平成 23 年 7 月 16 日から平成 28 年 7 月 15 日までとされているもの。以下「第 7 回新株予約権」といいます。）

- iii) 平成 22 年 9 月 3 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 8 回新株予約権」といいます。）
- iv) 平成 24 年 8 月 24 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 9 回新株予約権」といい、第 6 回新株予約権、第 7 回新株予約権、第 8 回新株予約権及び第 9 回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）

③ 新株予約権付社債

平成 23 年 8 月 3 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された 2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
65,366,695 (株)	43,577,797 (株)	—(株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（43,577,797 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（43,577,797 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数（65,366,695 株）を記載しております。当該最大数は、対象者が平成 25 年 12 月 6 日に提出した自己株券買付状況報告書（以下「対象者自己株券買付状況報告書」といいます。）に記載された平成 25 年 11 月 30 日現在の発行済株式総数（63,274,150 株）に、(ii) (ア) 対象者が平成 25 年 9 月 26 日に提出した第 14 期有価証券報告書（以下「対象者第 14 期有価証券報告書」といいます。）に記載された平成 25 年 8 月 31 日現在の第 6 回新株予約権（600 個）、第 7 回新株予約権（999 個）、第 8 回新株予約権（145 個）及び第 9 回新株予約権（9,779 個）から、平成 25 年 11 月 30 日までに消滅した新株予約権（対象者によれば、平成 25 年 11 月 30 日までに、第 6 回新株予約権 200 個、第 7 回新株予約権 57 個、第 9 回新株予約権 370 個がそれぞれ消滅したとのことです。）を除いた数の新株予約権（第 6 回新株予約権 400 個、第 7 回新株予約権 942 個、第 8 回新株予約権 145 個及び第 9 回新株予約権 9,409 個）の目的となる対象者の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）の数（2,476,600 株）並びに(イ) 対象者第 14 期有価証券報告書に記載された平成 25 年 8 月 31 日現在の本新株予約権付社債に付された新株予約権（165 個）から、平成 25 年 11 月 30 日までに消滅した本新株予約権付社債に付された新株予約権（対象者によれば、平成 25 年 11 月 30 日までに、本新株予約権付社債に付された新株予約権 14 個が消滅したとのことです。）を除いた数の本新株予約権付社債に付された新株予約権（151 個）の目的となる対象者普通株式の数（3,114,687 株）をそれぞれ加えた株式数（68,865,436 株）から、(iii) 対象者自己株券買付状況報告書に記載された平成 25 年 11 月 30 日現在の対象者が

- 所有する自己株式数 (3,498,741 株) を控除した株式数 (65,366,695 株) です。
- (注4) 買付予定数の下限は、対象者自己株券買付状況報告書に記載された平成 25 年 11 月 30 日現在の発行済株式総数 (63,274,150 株) に、(ii) (7) 対象者第 14 期有価証券報告書に記載された平成 25 年 8 月 31 日現在の第 6 回新株予約権 (600 個)、第 7 回新株予約権 (999 個)、第 8 回新株予約権 (145 個) 及び第 9 回新株予約権 (9,779 個) から、平成 25 年 11 月 30 日までに消滅した新株予約権 (対象者によれば、平成 25 年 11 月 30 日までに、第 6 回新株予約権 200 個、第 7 回新株予約権 57 個、第 9 回新株予約権 370 個がそれぞれ消滅したとのことです。) を除いた数の新株予約権 (第 6 回新株予約権 400 個、第 7 回新株予約権 942 個、第 8 回新株予約権 145 個及び第 9 回新株予約権 9,409 個) の目的となる対象者普通株式の数 (2,476,600 株) 並びに (i) 対象者第 14 期有価証券報告書に記載された平成 25 年 8 月 31 日現在の本新株予約権付社債に付された新株予約権 (165 個) から、平成 25 年 11 月 30 日までに消滅した新株予約権付社債に付された新株予約権 (対象者によれば、平成 25 年 11 月 30 日までに、本新株予約権付社債に付された新株予約権 14 個が消滅したとのことです。) を除いた数の本新株予約権付社債に付された新株予約権 (151 個) の目的となる対象者普通株式の数 (3,114,687 株) をそれぞれ加えた株式数 (68,865,436 株) から、(iii) 対象者自己株券買付状況報告書に記載された平成 25 年 11 月 30 日現在の対象者が所有する自己株式数 (3,498,741 株) を控除した株式数 (65,366,695 株) の 3 分の 2 に相当する株式数 (小数点以下第一位を切上げ) となります。
- (注5) 単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注6) 公開買付け期間末日までに本新株予約権及び本新株予約権付社債に付された新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者普通株式についても本公開買付けの対象とします。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 25 年 12 月 12 日 (木曜日) から平成 26 年 1 月 31 日 (金曜日) まで (30 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

- | | |
|-----------------|----------------------------------|
| ① 普通株式 | 1 株につき金 786 円 |
| ② 新株予約権 | |
| i) 第 6 回新株予約権 | 1 個につき金 206,400 円 |
| ii) 第 7 回新株予約権 | 1 個につき金 206,400 円 |
| iii) 第 8 回新株予約権 | 1 個につき金 181,200 円 |
| iv) 第 9 回新株予約権 | 1 個につき金 62,400 円 |
| ③ 新株予約権付社債 | 額面 10,000,000 円につき金 16,212,822 円 |

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（43,577,797株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計（61,097,380株）が買付予定数の下限（43,577,797株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第30条の2に規定する方法により、平成26年2月1日に報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	59,490,310株	59,490,310株
新株予約権証券	1,400,800株	1,400,800株
新株予約権付社債券	206,270株	206,270株
株券等信託受益証券 ()	一株	一株
株券等預託証券 ()	一株	一株
合計	61,097,380株	61,097,380株
(潜在株券等の数の合計)	(1,607,070株)	(1,607,070株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等後における公開買付者の の 所有株券等に係る議決権の数	610,973 個	(買付け等後における株券等所有割合 93.47%)
買付け等後における特別関係者の の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 —%)
対象者の総株主の議決権の数	630,488 個	

(注1) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者第 14 期有価証券報告書に記載された平成 25 年 6 月 30 日現在の総株主の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの）に対象者が平成 25 年 7 月 1 日を効力発生日として行った対象者の株式 1 株を 2 株に分割する株式分割の効果を反映した議決権数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式を含む対象者普通株式（自己株式を除きます。）、本新株予約権及び本新株予約権付社債の全てを本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、(i) 対象者自己株券買付状況報告書に記載された平成 25 年 11 月 30 日現在の発行済株式総数（63,274,150 株）に、(ii) (7) 対象者第 14 期有価証券報告書に記載された平成 25 年 8 月 31 日現在の第 6 回新株予約権（600 個）、第 7 回新株予約権（999 個）、第 8 回新株予約権（145 個）及び第 9 回新株予約権（9,779 個）から、平成 25 年 11 月 30 日までに消滅した新株予約権（対象者によれば、平成 25 年 11 月 30 日までに、第 6 回新株予約権 200 個、第 7 回新株予約権 57 個、第 9 回新株予約権 370 個がそれぞれ消滅したとのことです。）を除いた数の新株予約権（第 6 回新株予約権 400 個、第 7 回新株予約権 942 個、第 8 回新株予約権 145 個及び第 9 回新株予約権 9,409 個）の目的となる対象者普通株式の数（2,476,600 株）並びに (i) 対象者第 14 期有価証券報告書に記載された平成 25 年 8 月 31 日現在の本新株予約権付社債に付された新株予約権（165 個）から、平成 25 年 11 月 30 日までに消滅した新株予約権付社債に付された新株予約権（対象者によれば、平成 25 年 11 月 30 日までに、本新株予約権付社債に付された新株予約権 14 個が消滅したとのことです。）を除いた数の本新株予約権付社債に付された新株予約権（151 個）の目的となる対象者普通株式の数（3,114,686 株）をそれぞれ加えた株式数（68,865,436 株）から、(iii) 対象者自己株券買付状況報告書に記載された平成 25 年 11 月 30 日現在の対象者が所有する自己株式数（3,498,741 株）を控除した株式数（65,366,695 株）に係る議決権の数（653,666 個）を「対象者の総株主の議決権の数」として計算しています。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日

平成26年2月10日(月曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更はございません。

なお、対象者普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は対象者が所有する自己株式を除く対象者の発行済株式の全てを取得することを企図しておりますので、その場合には、対象者普通株式は、東京証券取引所の規定に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社BCJ-12
株式会社東京証券取引所

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上